

財産の交換、譲渡等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲渡等に関する条例（昭和39年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「貸付」を「貸付け」に改める。

第4条の見出中「貸付」を「貸付け」に、同条各号列記以外の部分中「貸付ける」を「貸し付ける」に改める。

第7条の見出中「貸付」を「貸付け」に改める。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第9条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項本文中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の使用料の額が100円に満たない場合は100円とする。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

使用目的	使用料	
	単位	金額
柱類、線類、公衆電話所、広告塔・看板、広告物及び鉄塔の設置並びに地下工作物の埋設	岩沼市公共物管理条例（昭和42年条例第22号）別表に定める金額	
通勤の用に供する自動車の駐車場使用 (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職（以下「一般職」という。）の市職員（岩沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年条例第21号）に規定する任期付	1台につき1月	500円

<p>職員（以下「任期付職員」という。）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により、都道府県が給与を負担する職員を除く。）であって、常時勤務を要するもの</p> <p>(2) 任期付職員</p> <p>(3) 地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の市職員であって、常時勤務を要するもの</p> <p>(4) 週4日以上勤務する一般職の市職員であって、常時勤務を要しないもの</p>	<p>1台につき1月</p> <p>1台につき1月</p> <p>1台につき1月</p>	<p>500円</p> <p>500円</p> <p>250円</p>
<p>その他の土地の利用</p>	<p>使用面積1平方メートルにつき1年</p>	<p>土地評価額の4パーセントに相当する額</p>
<p>建物の使用</p> <p>(1) 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（これらの設備に附帯して設置されるものを含み、屋根、屋上部分及び壁面に設置されるものに限る。）以下「太陽光発電設備」という。）の設置</p>		<p>使用する面積（屋根又は壁面を使用する場合にあつては、当該太陽光発電の平面を垂直に当該屋根又は壁面に投影するものとした場合における当該投影部分の面積）に太陽光発電設備を設置する場所その他の事情を勘案して当該太陽光発電設備ごとに市長が定める額を乗じて得た金額</p>

(2) その他		建物評価額の8パーセントに相当する金額に光熱水費の実費を加算した金額
---------	--	------------------------------------

備考

- 1 使用料算出の基礎となる長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算し、使用料算出の基礎となる面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 使用期間が1年に満たない場合については、使用料の年額を当該年の日数で除して得た額に、使用許可の日数を乗じて得た額とする。
- 3 建物のみ使用については、建面積に相当する土地の使用料を加算する。
- 4 本表に記載のないものについては、市長がその都度本表に該当する使用目的を類推し、本表の使用料を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前において納入することとなっている使用料については、なお従前の例による。